

奈良県告示第四百六号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成二十九年十月奈良県条例第三号）第二条第一号の知事が告示する区域は別図のとおりとし、平成三十年四月一日から施行する。

なお、別図は省略し、奈良県県土マネジメント部河川課において縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾